

平成31年 第1回（2月）定例会

# 県央県南広域環境組合

## 議会 会議録

平成31年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成31年2月15日 (1日間) 午後2時00分 開会

平成31年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

2番 北浦 守金	3番 森 多久男	4番 田添 政継
5番 土井 信幸	6番 南条 博	7番 山口 喜久雄
8番 上田 篤	9番 町田 康則	10番 小田 孝明
11番 小嶋 光明	12番 林田 勉	13番 松本 正則

2 欠席議員

1番 本田 順也

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 川路 敬一郎	総務課長 後田 一光
施設課長 清水 友秀	総務課課長補佐 大竹 公明	施設課課長補佐 杉本 克也

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 高柳 和幸      書記 濱崎 和也      書記 岸本 晶

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会期の決定について
日程第2	会議録署名議員の指名について

- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第1号 県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 平成31年度県央県南広域環境組合一般会計予算

○議長（松本正則君）

皆さん、こんにちは。本日は当初予算ということですので、ひとつよろしくお願ひしたいということと、今年1年間かけまして、今後の延命並びに新しい炉についてもいろんな協議をしまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成31年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しております。

なお、本日、本田議員から所用により会議を欠席する旨の届け出を受けておりますので、お知らせをいたします。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

この際、議長より傍聴人の皆様にお願ひを申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

なお、報道、取材のため撮影の申出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により、特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者

○管理者（宮本明雄君）

皆様、こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成31年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、おおむね1日当たり250トンの安定した処理を継続しておりますが、2月13日から21日までの9日間、炉の運転を計画的に停止し、ピット内のごみ残量調節と、炉の定期点検整備を実施しているところでございます。

今後とも、市民生活に支障を来さないよう、安全で効率的な運転に努めてまいります所存でございます。

平成32年度以降の第2期ごみ処理施設基本方針につきましては、30年8月29日に開催いたしました組合議会全員協議会において、南島原市全域を含んだ構成市4市、全体区域を処理区域とした基本方針案3案について説明をさせていただいたところでございます。その後、各構成市の市議会におきましても、全員協議会等を開催されまして、御検討をいただいたと伺っております。

当組合といたしましては、構成市の副市長、部長会議及び担当部長、課長会議により検討を重ね、現施設は建て替えることに方針を決定し、新施設の建設に要する6年程度のつなぎ運転を行うこととしたところでございます。

このことから、安定したつなぎ運転を行うために必要な基幹的設備改良工事に関わる費用につきまして、その限度額を24億7,000万円と算定し、本定例会に、平成32年度までの債務負担行為として、平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)に計上をさせていただいております。

今後引き続き、本組合の将来の在り方について協議、検討を重ね、第2期ごみ処理施設基本方針を決定していきたいと思っております。

最後になりますけれども、本定例会に提出いたしました議案は、平成31年度県央県南広域環境組合一般会計予算ほか3件でございます。

内容につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（松本正則君）**

それでは、日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を、2月15日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（松本正則君）**

御異議ありませんので、会期は、本日一日と決定いたしました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に、2番北浦守金議員及び3番森多久男議員を指名いたします。

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。

発言時間につきましては、申合せにより、答弁を含めて60分の時間内に終わるように御協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確な答弁をお願いいたします。

なお、本日は、一般質問及び議案質疑など全て自席でお願いをいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。

順番に、発言順1番、議席番号8番、上田篤議員、2番、議席番号4番、田添政継議員、発言順3番、議席番号2番、北浦守金議員、このように進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、まず最初に、8番、上田篤議員、よろしく申し上げます。上田議員

#### ○8番（上田 篤君）

8番、雲仙市日本共産党の上田篤です。私は二つの点について一般質問を行います。

第1は、株式会社鳴海クリーンセンター、名古屋市ですけれども、この炉形式、シャフト炉式ガス化溶融炉と、我が組合のガス化改質方式との違いや共通点、それはどういうものかという点です。

私は、先日行われました1月24日、25日の視察研修に参加しました。ここでこの鳴海クリーンセンターのお話を聞いて、大変興味を持ちました。私にとっては初めて聞くものだったと思います。説明を聞き、我が組合のガス化改質方式との違いはよく分かりませんでした。溶融炉でほとんどのごみを焼却してしまう、この点は共通しているというふうに理解しました。

ただ、ガス化改質方式は、全国でほんの数例しかありませんが、この鳴海クリーンセンターのシャフト炉式は、説明によりますと、全国で40もの工場が稼働していると言われました。ということは、ストーカ炉ほどではないにしろ、一定の評価がなされていると考えてもいいのでしょうか。説明のパンフレットには、これはどこでもそうでしょうけれども、素晴らしい点ばかりが記載されておりますが、実際はどうなのか、研修で分かりませんでしたけれども、も

し、執行部としてつかんでいるものがあれば、それも紹介していただきたいと思いを。よろしくをお願いします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

炉の形式、シャフト炉式ガス化熔融炉と当組合のガス化改質方式との違いや共通点はということかの御質問にお答えいたします。

まず、シャフト炉式とガス化改質方式の主な共通点について述べさせていただきます。

どちらの方式もごみは熔融炉に送られ、1600度から2000度の高温で熔融されます。熔融されると、熱分解ガスとスラグ等の熔融物になります。熔融されることで、ごみの容積を減らすことができ、また、無害化が図られ、スラグ等は、土木資材等に再利用ができます。また、どちらも高温で熱分解、熔融するために、ストーカ炉とは違い、助燃材が必要でございます。シャフト炉式では、コークスというものを使用します。ガス化改質方式ではLNGを使用いたします。これは、高温にするために必要となるものでございます。

次に、主な違いについて説明いたします。

シャフト炉式では、ごみを熔融炉に直接ホッパから送ることができます。手前で処理することは不要ですけれども、ガス化改質方式、私たちの炉は、電熱効果を高めるために、ごみをまず5分の1に圧縮します。それから、溶かしやすくするために、乾燥、脱ガスという前処理をやっております。

発電につきましては、シャフト炉式では、ごみが持つエネルギーをボイラーで熱回収し、蒸気タービンで発電を行う。しかし、私たちの炉、ガス化改質方式では、熔融炉内で熱分解したガスを水素や一酸化炭素に改質して、ガスエンジンの燃料に使用し、発電いたします。

次に、排ガスに含まれる飛灰、いわゆるすすですけれども、その処理です。

シャフト炉式では、バグフィルターという装置で除去をし、セメント資源化等や埋立てによる最終処分が必要になります。ガス化改質方式では、排ガス中から金属水酸化物や硫黄及び工業塩を回収して全てリサイクルできることから、最終処分の必要がありません。

主な違いは以上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

この施設を建設するときに、いろんな方式が検討されたと思うんですけども、当時はこのシャフト炉式も選択肢の中に入っていたんでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

選択肢の中に入っております。溶融方式というふうなことで発注をかけておりますので、その中で入札された結果が、ガス化改質ですので、シャフト炉式もその選択肢の中には入っております。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

当時の議論で、このシャフト炉式も議論の対象になったことはありますかね。あるいは、もちろん入札だったんでしょうけれども、シャフト炉式じゃなくてガス化改質方式が選ばれた経緯がもしわかれば、お願いします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

発注するときにですけれども、ガス化溶融方式とガス化改質方式でということが入札をかけております。その入札の結果、そのときに落札された川崎製鉄がガス化改質方式、私たちの炉の形式ということでございます。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

私も当時、議員じゃなかったものですから、よく分からないんですけども、焼却灰の処分場をあんまり心配しなくていいところが、すごくメリットだと私は思います。やはりこの点が、将来的に大きな問題、ネックとなると思うからです。

鳴海工場では、市内の他の焼却施設、工場からも焼却灰を受け入れて処理しているという話もありました。かなり活用されているなと思ったんですね。さらに、施設が住宅や会社などが建ち並ぶ地域のど真ん中にあることにも驚きました。やっぱりこれは、施設の努力もあるんでしょうけれども、住民の理解とか協力があることからくることだと思います。

私は帰りまして、もう一回このパンフレットを見て、我がクリーンセンター

と比べてみたんですけれども、素人だからよく分からないんですけど、先ほど発電機のところですよね、説明がありました。蒸気タービンとガスエンジンということですが、シャフト炉式の模式図というか、この説明図と比べて、クリーンセンターの図は、非常に込み入っているというか、難しいです。これは書き方によるんでしょうけれども、その辺は実際のところ、施設の設備としてはかなり違うんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

シャフト炉式と私たちのサーモセレクト方式、ガス化改質方式ですが、パンフレットが非常に見にくいといいますのは、私たちの炉は、先ほども申しあげましたとおり、最終処分が要らない、全て回収ができる。ですから、薬品処理とかをやりまして金属水酸化物を取ったり、最初は熔融してスラグを取るんですが、水酸化物を取ったり、硫黄を取ったりというふうな設備がついておりますので、非常に込み入った方式になっております。ただ、その代わりに、一切最終処分場に出さなくて再利用ができる、そこが一番大きな違いだと思います。

シャフト炉式の場合は、溶かしたものはメタルとかスラグとかになりますけど、あと残りのガスは燃焼して、公害防止基準にのっとったようなクリーンなガスにして排出するということですが、ここの炉の一番いいところは、そういった最終処分がいらない、全て利用するというところをうたっておりますので、ちょっと込み入っているかなというふうに思っております。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

最終処分場がいらないという点では、このシャフト炉もそうじゃないんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

すみません、先ほど少し違いのところで申し上げたんですけれども、燃やしますと、主灰というものと、その場の燃えかすですね、それから飛灰、先ほどすすと言いましたけど、ガスの中に含まれている部分があります。うちの炉は、全て回収して再資源化されます。シャフト炉は、飛灰だけはごみ量の約3パー

セントが出るんですけれども、その処理だけは必要になって、最終処分をするとか、再資源化するとか、ほかの処理が必要になるということです。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

本当に我が施設は、一切何も処分したごみなんかは出ないんですか。そういう話は初めて聞いたんですけれども、どうですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

先ほどから申し上げておりますけれども、全て再資源化して再利用させていただいております。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

そうであれば、すばらしい施設で、何も問題ないと思うんですけれども、この間、いろいろあったもんですから、非常に気になる点でした。

二つ目の問題に移ります。

今、新しい施設の建設については、いろいろな話が出てきておりますけれども、我が組合の施設と同規模の施設をシャフト炉式で建設した場合の試算をしたことがありますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

本組合の施設と同規模の施設をシャフト炉式で建設した場合の試算をしたことがあるかということでございます。

第2期ごみ処理施設基本方針につきましては、平成29年度から担当部長、課長会議、それから副市長、部長会議を開催し、昨年8月29日に全員協議会におきまして、現炉延命化、それから建て替え1施設案、建て替え2施設案、3案についてお示ししたところでございます。

検討しました3案の試算につきましては、コンサルタントやプラントメーカーから参考見積りを提示いただき、比較を行いました。それから、平成23年から平成27年まで、過去の5年間に建設されたごみの処理方式別の発注実績、それから稼働数、そのとき、現在どれだけ稼働しているか、稼働数とか

を参考にいたしまして、ストーカ式が一番信頼性が高いものと判断して、今回、私たちはストーカ式で試算をしたものでございます。

基本方針案3案を検討するために、シャフト炉式での試算は行っておりませんが、基本方針の大枠を決めるために、ストーカ式を選択して、今回試算をしたんですけれども、シャフト炉式でもスラグの有効化が図れば、灰の処理に係る経費が軽減できるという利点もございます。炉の選定に当たりましては、今後の整備計画の中で、専門家の意見もお聴きしながら、ここは大事なところだと思いますので、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

最初に造るときに入札の結果があるんでしょう。ガス化改質方式とシャフト炉式の入札の見積りがあったんでしょう。もしよければ、それを教えてくださいませんか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

すみません。他市の入札状況というのは、すみません、把握してございません。今回、私たち大枠の方針を決めるために、ストーカ方式が最善として採用したものでございまして、各地の炉の平均的な単価というのは、調べた中に検討の材料といたしましたけど、入札のところまではしておりません。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

他市のじゃなくて、うちの炉を造るときに入札の金額、分かれば教えてください。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

平成14年に入札を行っておりますけれども、シャフト炉式でも入札が入っておりますが、最低制限価格を下回ったため採用はされてございません。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

金額は発表できないんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

新日本製鉄さんで121億円でございます。ちなみに川崎製鉄さん、今回落札された分は140億円でございます。

○議長（松本正則君）

上田議員

○8番（上田 篤君）

かなり大きな違いがあるんですね。わかりました。

以上で終わります。

○議長（松本正則君）

続きまして、2番、議席番号4番、田添政継議員。

○4番（田添政継君）

諫早市選出の田添でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今回の質問に当たって、議事録をずっと読み返してみたんですが、本当にいろいろあった、一言で言えば、そういう15年だったような気がいたします。やっところまでこぎつけたのかという気持ちが、率直なところの気持ちであります。この15年間、管理者、副管理者、組合事務局の皆さん方の本当に大変な御労苦に、まずはねぎらいの言葉を差し上げたいというふうに思っています。

顧みますと、ガス化溶融炉という、非常に最新の技術の焼却炉を選択したことで、功罪と申しますか、非常にこの15年間、ある意味、悩まされ続けてきたのではないかなというふうに思っています。裁判で訴えたり、あるいは組合議会の中に百条委員会まで設置して真相解明をしなければならなかったという、この15年間を本当にどういうふうに受けとめていいのかというふうなことなんだろうと思いますが、様々な思いが皆さん方にも、私たちにもあるというふうに思います。

そして現在は、島原半島3市で構成する島原半島の皆さん方と諫早市で、これからの20年、あるいは30年になるかもしれませんが、市民生活にとって一日も欠かすことができないごみ処理という非常に重要な問題を、今から決めていくわけですが、そういう場に私自身も立たせていただいて、本当にこの責任の重さを痛感し、市民生活のことを本当に真剣に考えるときに、最

善の選択をしなければいけないというふうなことで、今思っているところがあります。

そういう立場で、これからのことについて質疑を行いたいというふうに思いますけれども、これまで全員協議会とか、構成4市の部課長さんとか、いろんなところでのお話もされておりますけれども、そういったことのおさらいになる部分もあるかもわかりませんが、皆さん方と共通の認識に立って、構成4市の市民の立場に立って、最善の選択ができるように、20年、30年後の先を見通してのこれからの議論に私も参加をさせていただきたい、そういう思いで質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず、第1点目は、焼却炉における日常作業の安全対策についてということで、これは前回からの続きの質問になるんですが、事務局長の方から答えを持ち合わせていないということでございましたので、再度取り上げてみました。どうぞよろしくお願い致します。

**○議長（松本正則君）**

事務局長

**○事務局長（川路敬一郎君）**

焼却炉における日常作業の安全対策に関する御質問にお答えいたします。

プラットホームの検査誘導員の仕事内容は、ごみ搬入車両の誘導及び持ち込まれたごみの検査でございます。夏の期間においてはプラットホーム内の温度が高くなることから、熱中症対策として、稼働当初からプラットホーム南側に休憩場所を設け、冷房機等を設置しております。また、作業中の熱中症対策として、今年度、新たに冷房機を1台追加し、空調式の作業着も着用させているところでございます。

夏の御質問のときに少しお答えすることができなかった部分だと思っておりますが、事業者の責務といたしまして、労働安全衛生法第23条及び労働安全衛生規則第606条、この606条といいますのは、温度、湿度の調節についてというところでございますけれども、それにあるように、作業場内の冷房等の設置を行っております。また、同規則第613条、これは休憩施設の件が条文になっておるところでございますけれども、それに示されておりますとおり、休憩設備を設けて対応しておりますので、労働安全衛生法に適用した対応をしているものと考えております。

**○議長（松本正則君）**

田添議員

○4番（田添政継君）

わかりました。私も何回か私用でもあるんですが、またここに来たときも何回か現場を見せていただいたことがあるんですけども、これから酷暑期に入っていくというふうに思いますので、是非そういう面の対策を怠らないように、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の問題に行きたいと思います。

瑕疵担保期間以降の焼却炉の運転について、6年間のつなぎ運転についてということで、3項目挙げておりますけれども、一括して御答弁お願ひしたいと思うんですが、J F Eとの今後の契約までのスケジュールについて、契約金、運転経費、解体費用など6年分の一括契約となるのか。2項目目、J F Eとの協議状況、また、議事録は作成しているのか。3点目、瑕疵担保期間の設定はできるのか、また、代替案としてごみ処理性能保証を担保したものを契約に盛り込みたいとのことでありましたけれども、瑕疵担保との相違点は何か。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

それでは、まず1点目、J F Eとの今後の契約までのスケジュール等についてお答えいたします。

まず、契約の方法についてでございますが、本施設のごみ処理方式は、サーモセレクト方式であり、その取扱いに必要なライセンスを取得しておりますのは、本施設の施工運転管理を行っているJ F Eエンジニアリング株式会社のみでございます。また、同社は現在、本施設の運転管理業務、点検整備補修業務を適正に履行しております。今後、6年間程度のつなぎ運転におきましては、J F Eエンジニアリング株式会社との随意契約といたしまして、運転管理と点検整備を含む6年間の一括契約という形の方で進めているところでございます。

2点目についてでございます。

J F Eとの協議状況、議事録は作成しているのかという御質問に御答弁申し上げます。

まず、J F Eとの協議状況につきましては、瑕疵担保が切れるといたしますか、32年度以降の6年程度のつなぎ運転に係る基幹的設備改良工事に最低必要なガスエンジンと機器の選定や内容、劣化の状況及びその費用等について協議を行ってまいりました。また、今後の運転につきましても詳細な協議を現在

しているところでございますが、その議事録につきましては、組合とJFE双方で確認をし、作成をいたしております。

3点目、瑕疵担保と性能保証の相違点についてということでお答えさせていただきます。

まず、瑕疵担保の瑕疵につきましては、引渡し時に双方が発見できなかった設計施工、材質や構造上の欠陥を言うと思います。本施設では、その瑕疵を15年としております。

次に、性能保証につきましては、本施設の仕様書に明記されている機器の能力、それから、公害防止基準等の安全性等を保証する規定でございます。本施設では、この保証期間を15年としております。

平成32年度以降のつなぎ運転につきましては、まず、基幹的設備改良工事発注仕様書において性能保証事項をしっかり明記をし、そのつなぎ運転の管理につきましても、ガスエンジン改修工事のときと同様、性能保証事項を担保した長期契約ができるよう協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

運転契約の契約金というか、経費の件で若干再質問したいと思いますが、宮本管理者は以前の御答弁の中で、裁判のときには明らかにならなかった、JFEが独自に負担をしている分というふうなことの中で、JFEを訪問されたときに、一応、感触みたいなものを得たというふうな答弁をされておりますが、今回の建て替え1施設案の中では1トン当たりの年経費は3万5,959円ということで算定をしてありますけれども、以前の答弁の中で、具体的な数字は出ておりませんが、想定をされていると言われておりました金額と比べて、この単価との比較というか、思いというか、そこら辺はどういうふうに受けていらっしゃいますか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

率直に申し上げますと、我々が得た感触と、今回提示をいただいております現在掛かっています経費ですね、これはほぼ一致しております。ただ、取り方というのがいろいろありまして、トン当たりの人件費等を除いた金額だけと言うときと、全体の金額で言うときと、その差はありますけれども、我々が聞い

ていて、そのときに感触で得た金額とほぼ一緒というか、その範囲内でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

了解しました。

次に、事務局長の答弁になかったんですが、解体費用について、すみません。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

申し訳ございません。解体費といいますのは、6年間つなぎ運転、そして新設が稼働しますと解体に入りたいと思えますけれども、解体は全く別物というふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

次に、議事録の件なんですが、百条委員会の中のことで恐縮でございますけれども、覚書とか、変更覚書とかを含めて、議事録が存在しなかったことで、議論が一時紛糾したことがあったりしましたので、できるだけ議事録は残しておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えますが、このガス化溶解炉は、かなり特許の部分が含まれているというふうに聞いておりますので、その特許の扱いとかということについては、例えば、議事録の情報開示とかの請求があったときにはどういう扱いになりますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

開示の請求があった場合には、県央県南広域環境組合の情報公開条例というものを持っておりますので、その条例に基づいて対応していきたいと思えますけれども、法人情報として、それが開示リスクがどうかというのは、そのときの判断になるかもしれません。ですから、非公開の部分もあるかとは思えます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

かなり特許部分も含まれているということですね。分かっております。これは分かった上で質問しましたので、よろしく願いしておきたいと思えます。

それから、今6年間のつなぎ運転のことについてずっとお尋ねをしているんですけども、ガスエンジンと、それから今回の予算ですか、基幹系統計画改修の計画の予算が計上されておりますけれども、ごみ処理フローのところをちょっと見てみますと、1か月程度は、32年度に入ってからですか、34年度までの運転の間の1か月程度は炉を止めなければいけないかもわからないというふうな、検討の素材に上がっておりますが、1か月程度かなというふうなことを書いてありますけれども、その結論は、止めなくて、そのまま運転しながら改修ができるのか、1か月程度止めなければいけないのかという判断は、いつなされるんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

私たちの炉は3炉ございますけれども、先ほどの御質問にあったように、薬品で処理して水酸化物を取るとか、硫黄を取るとかというふうなところで、炉3炉に共通する部分がございます。炉ごとに補修ができるものは全部止めなくて改修ができるんですけども、どうしても系統的に共通部分がございます。その共通部分を止めなきゃいけないのが、1か月程度ということではございますけれども、1か月程度止めますと、ごみのピットをオーバーしてしまって外部に搬出しなければならないような状況も出てきますので、それができるだけ短くならないかということにつきましては、今後も協議を進めて、今もやっているところでございますけれども、協議を進めて、ごみの搬出が減らせるような努力をしています。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

余り残された時間がそんなないような気もするんですけど、ごみ処理を外注するケースもまだ想定せざるを得ないということですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ガスエンジンは夏に発注しました。1年半かかることから発注しました。基幹改良工事、今度議案に上げますものは1年かかりますので、今回、議案に上

げさせていただきます。まず製作にかかります。その次の年の11月を止めなきゃいけないというふうなことで、今やっているんですけども、全部さばけるかという、やっぱり非常に難しいと思います。外部に搬出することも想定して、どこか近隣の長崎市とか、近隣のところに受け入れてもらえないかとか、そういったごみを減らす方策というのも今、検討中でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

導入時期に一時トラブって、長崎市にごみ処理をお願いしたケースがあったと思うんですが、あのときはどれくらいお願いされたか、わかりますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

すみません、具体的な細かい数字は持ち合わせていませんけど、約3か月ぐらい、お願いしております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

わかりました。是非そういうことをしなくていいような形で、改修が進むようにお願いをしておきたいと思いますが、次に、6年間のつなぎ運転のときに、トラブルなどが発生したときに、いわゆる瑕疵担保期間じゃないというふうなことになると思うんですが、そういったときの委託業者さんの責任体制というか、そこら辺はどういうふうを受けとめたらいいんでしょうか。よくわからないので、お尋ねしたいと思います。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

6年のつなぎ運転、今回も基幹改良工事を挙げさせていただいております。先ほども御質問にあったとおり、設計施工の瑕疵とかが発見されれば、瑕疵担保期間はその6年期間を全てというふうに考えておりますので、そういう業者とも協議しながら対応していきたいと思っています。

あと、全然見込めなかった、基幹改良もしなくて、通常維持管理で大丈夫だろうという形で運転管理期間を結んだ中で出てきた故障とかの部分についても、契約書の中で、双方協議をするというふうな形で条文に書いておりますの

で、双方で協議をして改良していきたいと考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

了解しました。

じゃ、次に入らせていただきたいと思います。3番目ですが、瑕疵担保期間以降の焼却炉の運転について、6年間のつなぎ運転をした後の本格運転について、これも一括して御質問をいたします。

ストーカ炉で工事費などを試算した理由は何か。2点目、新焼却炉の候補地選定までのスケジュールについて、ごみ搬送車の運転ルートを含めて、3点目は、新焼却炉の候補地の選定、決定から、入札までのスケジュールについて、4点目が、新施設の余熱利用施設についての考え方。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

1点目、ストーカ炉で試算した理由という質問にお答えいたします。

第2期ごみ処理施設基本方針につきましては、検討しました3案の試算についてでございますけれども、コンサルタントやプラントメーカーから参考見積りを提出していただき、平成23年度から27年度まで過去5年間に建設されたごみ処理方式別の発注実績、それから現在の稼働数、それから稼働の状況を参考にし、ストーカ式が最善であろうと、安定した運転ができるだろうということで、ストーカ式を採用して試算をしたものでございます。

二つ目は、新焼却炉の候補地選定までのスケジュールについての御質問だと思います。

候補地選定につきましては、現在、副市長、部長会議等で負担金の扱いや地元合意形成のための課題の整理、当組合の今後20年、30年を見た在り方について検討しているところでございます。

本組合といたしましては、平成38年度の供用開始を目標として、事務を進めておりますので、スケジュール的には、できれば本年8月議会ぐらいまでには方針を決定していきたいと思っておりますけれども、慎重に対応していくべきものだと思っております。

また、コンテナ運搬車のルートにつきましても、いずれの場所につきましても整備方針を決定し、施設の将来の姿が明らかになった時点で、施設整備と併

せ、地元の方々と協議を行い、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、新焼却炉の候補地の決定から入札までのスケジュールについてお答えいたします。

新施設が稼働するまでには、長崎県環境影響評価条例に基づく手続や建設工事期間を考慮いたしますと、最低6年程度は必要でございます。したがって、建設場所が決まり次第、環境影響評価の手続に入りたいと考えており、それと併せまして、新施設の処理方式の選定を含めた施設整備基本計画を策定し、事業方針の選定等を行い、これは目標でございますが、平成35年度ぐらいの工事着工を目標に準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

8月ぐらいまでに一定のめどということだったんですが、候補地について若干確認をしておきたいと思うんですが、ここの施設も候補地の一つですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ここの施設も候補地の一つでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

ということは、ほかの3市においても、それぞれ候補地が挙がっているということなんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

基本方針3案の決定に当たりましては、ほかの3市で建てた場合は、どういふふうになるかということで試算をしたところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

分かりました。非常にデリケートな部分もあるので、これ以上お尋ねするのは差し控えたいと思いますけれども、もう一つお聞きしたいのは、ダイオキシ

ン対策が現在、このガス化溶融炉が導入されたときは、大型炉で24時間運転の炉ということで、ごみ処理の広域化計画というのが出来上がっていったんだろうと思うんですけども、現在はどこら辺まで、ダイオキシン対策を含めて、焼却炉は小型化して24時間運転しなくてもいいんだというふうなことをよく聞いているんですが、どこら辺まで今、ダイオキシン対策というのは進んでいるのか、分かっている範囲でいいですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ダイオキシン対策、ダイオキシンの排出される数値がいくらということはお答えできませんけれども、炉の大きさで全国的に調査をしたことがございますけれども、やっぱり小さい炉は50トンぐらいの炉で、シャフト炉とか、いろんな形式の炉がありますけれども、安定した稼働がされておりまして、特に問題があるというふうなニュースとかも聞いておりませんので、適正に稼働しているものというふうに思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

わかりました。新焼却炉のことですけれども、ここも候補地の一つだということなんですけど、焼却灰をセメント化するというようなことでの提起がっておりますが、焼却炉とそういう焼却灰の処理を含めて、どれぐらいの建設用地が必要になるんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

敷地の広さの件だと思いますけれども、広い方が余裕があるんですけども、最低1.6ヘクタールから2ヘクタールぐらいは必要かというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

それをこの炉でも確保できるということですね。分かりました。

それじゃ、次の最後の4点目の質問に入らせていただきますが、地元等の…

…。

○議長（松本正則君）

田添議員、ちょっとよろしいですか。その前に、新施設の余熱用施設の考え方を言ってから、答弁がまだあっていないので、先によろしいでしょうか。

管理者

○管理者（宮本明雄君）

余熱利用の考え方ということでございます。現在、余熱利用施設でございます、隣にあります、のんのご温水センターでございますけれども、ごみ処理過程から発生した熱を有効利用するサーマルリサイクル施設として位置づけをされております。利用者の皆様方にリサイクル意識を高めてもらうこと、実際に体験してもらうことを目的とさせていただいております。

また、ごみ処理過程におきまして発生した熱を温水として供給し、熱交換することで、浴場及びプール等に利用されているという状況でございます。

運営の管理は、指定管理者で行わせていただいておりますけれども、既に13年ほどが経過をいたしております。大きな事故もなく、安定して経営をなされているというふうに思っております。

ここ数年の利用者でございますけれども、約14万人、今年度も14万人をクリアする見込みでございます、安定して一定の利用者がおられるということでございます。

つなぎ運転とかいう期間につきましても、この炉を使って、そしてまた、温水プール等につきましても利用していただければというふうに思います。

いろんな炉が、種類があるんですけれども、先ほどシャフト炉の話が出ましたけれども、ストーカ炉にしても、いずれも高温で焼却するということにつきましては、処理をするということにつきましては、変わりがございませんので、その余熱をいかに利用するかということで、ここはのんのご温水センターということで運営をさせていただいておりますけれども、次の炉がどこにできるか、どういうふうな形でなるかということを含めまして、そういう有効利用というのは必ず必要だろうというふうに思っております。

それから、先ほどごみの搬出ですね、よそに持っていったことが実は2回ありまして、平成17年6月から8月にかけて、2,538トン、これは長崎市にお願いをしました。このときはまだ稼働してすぐなんですね、17年ですから。それから、その2年後ですけれども、これは改良工事のために搬出をしまして、このときに長崎市と熊本県の菊池市、こちらの方にお願いをしております。7月9日から10月19日ということでございます。長崎市に3,7

81トン、菊地市のほうに405トン、これを全部合わせますと、搬出といえますか、よそにお願いした量が全体では6,724トンということになりまして、250ぐらいで割りますと、27日分ぐらいになりますから、ほぼ一月分をその当時搬出しました。その後はございません。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

分かりました。当然、焼却炉が移転をされると余熱利用の関係もいろいろと出てくるということだったんだろうというふうに思っております。

私も今年の冬でしたか、非常に寒い時に風呂に行きましたけど、大きなお風呂で非常に気持ちよかったですね。やっぱりああいう、いろいろ焼却炉も多目的に使えるように、是非御検討をよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それから、4点目の地元との協議について入らせていただきます。

ごみ搬送ルートについては、つなぎ運転期間までは現状のままなのかということと、地元との協議の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

地元との協議に関する御質問にお答えいたします。

ごみ搬送ルートにつきましては、これまで組合議会でも地元との協議状況やルートの変更等について御質問をいただいているところでございます。

また、昨年7月の県央県南クリーンセンター地域協議会におきましては、市道栄田菅牟田長田線、今アームロール車が通っている路線ですけれども、その水の問題と、通行に支障のある民地からの木の問題など御意見をいただいているところでございます。

つなぎ運転期間及びその後の搬送ルートの問題につきましては、整備方針を今検討しているところでございますが、施設の将来の姿が明らかになった時点で、施設の整備と併せ、地元の方々と協議を行い、御理解をいただきたいと思っております。

地元との協議につきましては、先ほども申しましたけれども、毎年開催しております県央県南クリーンセンターの地域協議会、それから県央県南広域環境組合施設運営協議会の際に、御要望等をいただいているところでござい

す。

つなぎ運転以降の搬送ルートの問題につきましても、整備方針を決定し、施設の将来の姿が明らかになった時点で、地元の方と協議を行い、御理解賜りたいというふうに現在のところ考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

どうしてもよく分からないのは、15年経ってもルートが、正常と言った方がいいのかよく分かりませんが、なかなかよくなりません。そうした中で、管理者、東中山線でしたか何かで、まだ一部未改修区間があるみたいなことを御答弁されておりますが、そこは改修する計画はあるんですか。市道なんですよ。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

中山東線という多分市道になっていると思います。市道でございますので、諫早市の方に確認しているわけではございませんけれども、今現在、私たちの組合の方では、計画はいたしておりません。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

つなぎ運転だけに特化しても、まだ6年間はあるわけで、私もあそこの道を何回か通ったことがあるんですけど、やっぱり御手水線の方は非常に狭いルートなんです。何で進まないのかなと思ったりもするんですが、今から工事をされるのであれば分かるんですけど、福田の方、中山の方は2ルートが確保されているのに、なかなか搬送ルートが、基本的なところでいうと、上りと下りを分けてそれぞれ使うようなことでの計画があったみたいに思うんですけども、やはり早く正常化してもらわないと、御手水の方に抜ける道は、私が通ったときも搬送車は待機をしておられました。なかなか離合もできない。そういう状況にありますので、これはやっぱり、今のまま地元の方々に甘えるんじゃなくて、早く対策を講じないと大きな事故につながるような気がしますので、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

中山東線の方については、アームロール車が走るということになりますと、一部改修の必要があるかなというふうに思っております。中山東線、元々この組合の方で御負担をいただいて、たしか市の開発公社にお願いして造ったと。それが今、市道になっているという経過があると思います。その当時ですから、もう15年ほど前の話でございます、そういうことで経過をしてきましたけれども、当時からしますと、随分と道路形態が変わってまいりました。当然ながら、実際、干拓道路とかの長田バイパスとか、今、島原道路が建設中でございますけれども、そういう意味では随分と道路形態が変わってきたかなというふうに思っております。

広域的な道路形態、交通体系も変わってきておりますし、そういう意味では、そういう話を地元を持っていききたいなということで、まずはデータ収集をしてくださいということでお願いをしています。それはどういうデータ収集かと申しますと、通常の収集車、諫早市は収集車が直接ここに搬入をします。諫早市分はですね。西部のリレーセンターとか、島原にありますリレーセンターからアームロール車というでかい車で来るというようなことになりまして、その騒音がどれぐらい違うのかということも含めまして、交通量の数値、1日の通行台数というものについては、毎年調査をしているみたいでございますから、その騒音等のデータを蓄積しながら、地元の皆様方にお願いをしないと、ただ単に通す通さないという話では、なかなか難しいだろうなというふうに思いますし、道路の危険な箇所といいますか、狭い箇所があるということもありますので、その辺の改良をしてということになるでしょうから、そういう意味で、今の御手水の方を通るところが安全だと思っているわけでは決してございませんので、かえって危険性の高いカーブも多いですし、道も狭いですから、そういう認識のもとで、ようやく裁判が終わり、ようやくそういうことができるようになってきたかなというようなことで、今、事務局に指示をしていますのは、そういう騒音とか、そのほかのデータをそろえてお願いにいかないと、なかなか、通す通さないだけでは問題は解決しないんじゃないかということで、今指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

その関連になると思うんですが、南島原市の全面的な、こちらに編入したと

きに、搬送車の数は増えるんでしょうか、どれくらい増えるかというのは想定されていますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

アームロール車の台数の件だと思いますけれども、仮にという形でもよろしゅうございますか。1施設建て替え案で、ここに施設を建てて、南有馬クリーンセンターを中継所に変えた場合ということで説明させていただきますけれども、現在のコンテナ車はもう100万キロメートル近く走ってきておまして、あと6年間しますと、ほとんど買い替えの時期がまいります。そういうところで、現在、そのアームロール車は1台につき7トンぐらい積むんですが、今回考えておられますのは、ダストドラム方式といたしまして、大型のパッカー車なんです、それに積みますと1台に約9トン積むことができます。南島原市さんを全体区域に拡大して、ごみ量が増えてまいりますけれども、1台に9トン積むことが可能でございますので、今現在、1日17台ぐらい来ておりますけれども、大体試算をしてみますと、現在の運行回数とはほとんど変わらない状況で運行ができるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

わかりました。以上4点、質問させていただきました。  
終わります。

○議長（松本正則君）

ここでしばらく休憩したいと思います。3時15分まで休憩いたします。  
(午後3時04分 休憩)  
(午後3時15分 再開)

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続行いたします。  
次に、2番北浦議員。

○2番（北浦守金君）

今回、一般質問を3項目お願いさせていただきました。島原市議会の方から、この県央県南の議会に参加をさせてもらっております北浦でございます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず、1項目めの質問でございますが、第2期ごみ処理施設基本方針の各構成市議会での検討状況ということで、現在の施設が平成31年度末をもって15年間の瑕疵担保期間が終了をするというふうな説明をいただいた中で、30年8月29日に全員協議会が開催され、その協議会の中で、いろいろと事務局の方からごみ処理施設基本方針を含め、ごみ処理方式の選定、焼却灰の処理方法の比較、それから、第2期ごみ処理施設基本方針の検討(案)というふうなことと併せて、A案、B案、C案というふうな内容で御説明をいただきました。

そういった中で、私たち島原市議会といたしましては、私たち県央県南の議会には3名出席をさせてもらっております。そういう説明を受け、島原の方に帰りまして、今回の県央県南のごみ処理施設の建て替え、この件についてどういふふうに進めていこうかということで、ごみ処理等特別委員会を設置いたしました。その設置をした中で、委員会を3回開催させていただきました。そういった中で、議員さんからいろんな意見がたくさん出されました。これまでの施設、それぞれ議員さんの中にはこの施設ができた当時の議員で参加された議員さんもいらっしゃる。また、私たちみたいに途中で参加をし、また今回お世話になっているという立場の議員もそれぞれいらっしゃるわけですが、そういった中で、やはり今回、建て替えるということについて、私たち3名の議員の中から委員会の中で報告をして、それについてそれぞれ議論する機会を作ったわけです。

そういった中で、その委員会にはうちの担当の部長、課長、担当の職員なんかも来ていただいてやりとりをさせてもらったわけですが、議員さんからはいろんな角度から質問があるものですから、答弁できる分は答弁をさせていただいて、答弁できない部分については、こちらの県央県南の局長さん等とやりとりをしていただくということでさせてもらって1回目が終了したわけです。

そういった中で、2回目のときには、県央県南の局長さんを初め、課長さん、それぞれ出席をいただいて、特別委員会を開催させていただいて、またうちの議員さんもいろんな角度から質問もされて、大変勉強になったわけです。

それで、3回目の委員会のときには、島原市の理事者の代表として副市長も参加をした中での委員会を開催しました。

そういった中で、議員それぞれから質問があったのが、一番心配されていたのが、これまで稼働しているこの施設、当初からいろいろ問題があって、この施設自体、当初の構成市の負担というものが、現在は30億円というふうな負

担が構成市でされております。そういうふうにして、当初からすればその負担というのかなり多くなっているというのは、管理者自体も承知をされておると思います。

そういった中で今回、全協で説明された部分について、構成市がそれぞれどういうふうな協議をされて、どういうふうにそういう方向性を決定されているのかというふうなことでも質問があって、その点については構成市の方と連絡を取ったり事務局自体もされておったようでございます。

そういった中で、それぞれの構成市でも協議を検討されて、諫早市は全員協議会、雲仙市も全員協議会、南島原市は議会への説明会という形で開催がされて、基本的には、現施設の6年間程度のつなぎ運転をしながら1施設の建て替えということで構成市自体が確認をされているというふうな内容で2月5日の全協で説明をいただいたわけですけど、その辺の各構成市の協議の内容等々がこの県央県南の事務局の方で周知をされておれば、少し説明をいただければと思います。

**○議長（松本正則君）**

事務局長

**○事務局長（川路敬一郎君）**

第2期ごみ処理基本方針の各構成市議会での検討状況について、組合で把握できている範囲内でお答えしたいと思います。

平成30年8月29日に開催しました当組合議会全員協議会において、現炉を延命化して15年間使用する案をA案、6年程度のつなぎ運転と平行し、建て替え1施設とする案をB案、同じく6年程度のつなぎ運転と平行して建て替え2施設とする案をC案として、三つの案についてお示しをいたしました。

組合事務局といたしましては、B案の建て替え1施設案が最善であると御説明を申し上げ、その後、各構成市議会において御検討をいただいたというふうに理解しております。

まず、島原市の状況につきましては、ただいま北浦議員さんから御説明がありましたとおり、市政研究懇談会を1回、それから、廃棄物対策特別委員会を2回開催され、委員会としてはB案建て替え1施設案が最善であると決定されたというふうにお聞きしております。

次に、諫早市議会の状況でございます。

議会全員協議会を開催され、基本方針案3案について説明をされ、B案、建て替え施設案が最善とする組合の案に対し、特に御意見はなかったとお聞き

しております。

雲仙市議会の状況でございますが、議会全員協議会を開催され、基本方針案3案について御説明があり、特に御意見はなかったというふうにお聞きいたしております。

南島原市議会の状況でございます。

議会議員への報告会を開催され、議会の意見としてもB案、建て替え1施設案が最善であると決定されたというふうにお聞きしております。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

今、局長のほうからそれぞれ構成市の全員協議会はじめ、うちなんかは特別委員会を作って話し合いをした結果、1施設建て替え案ということでそれぞれ共通認識がされていたというふうに私は受けとめて、これからの質問は、1施設案、B案という形での質問というふうにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今、構成4市がそれぞれ1施設案の建て替えという共通認識。そういった中でやはり一番心配されるのは、今施設が建っている諫早市の市長さんをはじめ、議長さんたちが一番心配されておると思うんですね。今回それぞれ共通認識ができたわけですから、そういった認識の中で、うちの議会の特別委員会としては、やはり今までの施設に関してはいろんな捉え方があって、今までの施設のような失敗をしてはいけないと、そういった中においては、どうしても共通認識となります1施設案の建て替え、そうしたときに、現状今施設が建っている、ここの県央県南の施設の面積、ここで1施設を建て替えるというふうなことができるというふうに認識しているものか、その辺はいかがですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

おっしゃるように、当組合は土地を、ここの、見えますけれども、温水センターの間に土地を所有しております。ただ、全部がうちの組合の土地になっているわけではございません。一部まだ民地もございますので、ここに建て替えるという場合には用地の取得等が必要になってまいりと思いますけれども、それが可能であれば、相手があることですからまだ分かりません。可能であれば、この敷地内に建てることは可能かと思えます。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

そういたしますと、現時点では場所の選定というのはまだ確定ではないというふうに理解していいんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

場所の確定につきましては、先ほどから御説明を申し上げておりますけれども、今後、20年、30年の組合の在り方をしっかりここで協議をして、先日、全員協議会でも申し上げましたとおり、負担金の在り方であるとか、地元対策であるとか、そういった面を今後20年、30年先を見据えて今検討しているところでございますので、それを含めて候補地は決定すべきものというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

私の感覚からしたときに、31年の年度末に瑕疵担保期間が切れるわけですよ。そうしますと、新しい施設も併せて計画は32年度から進むというふうに、この2案のところのこれには計画が載っているというふうに私は理解しているんですけど、32年から新しい施設の工事というものは進むというふうに理解していいんですか、まだそこまでは決定していないということでも理解していいんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

先ほど田添議員さんのスケジュールのところでも少し申し上げたと思えますけれども、32年から工事ということではございませんで、まずは整備方針を決定し、候補地が決定いたしますと環境アセスメント、環境影響評価の部分に入り、それから、一番大変なところだと思っておりますけれども、20年、30年使うのにどの炉が、どういう形式の炉が一番いいのかということを、つなぎ運転と並行して決めていく必要があると思えます。ですから、今そこを詳細に副市長部長会議等で検討をしているところでございます。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

時間的に大丈夫なのかなと。先ほど田添議員さんからお話があったときには、35年ぐらいから施設の設計とかなんとか、そういうことで進んでいくというふうに理解していいですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

事務局といたしましては6年程度のつなぎ運転をいたしまして、38年度供用開始を目標といたしております。その目標をクリアするためには、候補地の選定から環境影響評価、それから事業方式の決定等を始めて、順調に行きますと、工事に着工できる、これも私たちも目標でございます。これが平成35年、やっぱり2年半から3年ぐらい工事が掛かりますので、そういったことでこれが目標といたしております。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

はい、分かりました。

それでは次に、2項目めについて質問をさせていただきます。

2月5日の全協の際、その後10月3日に契約をされていますガスエンジンの改修工事、これが当初の予算というのは24億2,000万円。それが契約時に21億6,000万円での契約をされたという報告をいただいております。それと、基幹的な設備の改修工事が今議会で提案されておるようでございます。それが24億7,000万円という形で、これも契約をすれば、若干、ガスエンジンのときのような状況になるというふうに理解していいんですかね。難しかですかね。

○議長（松本正則君）

意味がちょっと。意味をもう少し詳しく。北浦議員

○2番（北浦守金君）

結局、このつなぎ運転をするのに必要なガスエンジンの改修工事、それに基本的設備の改良工事、それぞれに多額の予算が必要になってくるわけですよ。ガスエンジンのときは24億2,000万円が21億6,000万円の契約と。金額的には2億円ちょっと減額で契約。今回、予算は計上されています24億7,000万円。これも契約時には若干減額での契約ができるのかどうか、その辺は相手方があることだから分からないと思うんですけど、そういつ

たつなぎ運転をするための改良工事。この財源、これはどういうふうな財源を  
充てようというふうに考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

今回の基幹的改良工事に充てます財源につきましては、起債をお借りしよ  
うというふうに思っています。ガスエンジンのときもそうでした。9  
0%の起債が借りれますので、今回の基幹的良工事についても借入れを行っ  
てやっていきたいというふうに考えています。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

借入れをして財源を確保すると。そういう中において、今回のつなぎ運転に  
掛かる費用はどのぐらいになって、借入れ金額というのは分かっていますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

補正予算のところで詳しく説明させていただきたいと。今回、起債を充てま  
すけど、限度額を24億7,000万円と定めて今回の議会に上げさせていた  
だいていますので、詳しくはそこで説明をさせていただきたいというふうに  
思います。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

それでは、予算のところで説明を受けたいと思います。

次に、構成市が同じB案での認識がされているというところから、この8月  
29日、これの負担の推移というところで質問をさせていただきますけど、全  
体の運転に関する経費、これが私は個人的に足し算をさせてもらったんです  
けど、この6年間というのはかなりの負担額が計上されてくるのかなという  
気がしておりますけど、今現在は構成市が30億円という形で今の施設を運  
営されているわけですね。これが、今度はガスエンジンと基幹改良をするこ  
とによって負担というのがかなり大きくなるのかなと、構成市の30億円が  
かなり大きくなるのかなというのがちょっと心配になるんですけど、その辺  
についてはいかがですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

平成32年度から37年度間のつなぎ運転期間の負担金の推移についてということでお答えいたします。

昨年8月の全員協議会のおきにお示ししましたとおり、一定の条件の下に試算はいたしております。B案建て替え1施設案で申し上げますと、平成32年度から37年度までの6年間で、構成市4市の現在の負担金額、先ほど申し上げられました30億円を大きく超える試算となっております。

具体的に申しますと、平成32年度には39億1,000万円。ピーク時はこの次の施設を建てる工事に入ったときですけれども、平成36年度で52億9,000万円、6年間の合計が約270億円というふうな試算をいたしております。

構成市から負担金総額30億円を6年間いただきますと180億円でございますので、差し引きますと約90億円が不足する試算となっております。これは、現施設の基幹的設備改良工事及びつなぎ運転に係る経費、それから、新施設の建設に係る経費が必要になるからでございます。

また、現施設の基幹的設備改良工事に係る経費は起債対象ではございませんけれども、6年間のつなぎ運転期間中に返済するというふうな必要がございますので、どうしてもこの間が負担が大きくなる期間となっているところでございます。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

ありがとうございます。確かに、構成市4市での負担というのが、今、局長さんの説明では90億円程度の増額になると。それぞれ構成市も潤沢な予算を持っているわけではないわけですから、この負担というのは大変厳しいのかなと。特にうちの特別委員会では、議員さんから、そういうふうな負担というのはなかなか市民に理解していただくのは大変ではないかと。ある議員さんは、そういうことになれば、その分のごみ袋等々の価格を上げるようなことになりかねないのではないかと、そういういろんな質問が出たんですよ。そういうことがもし市民の耳に入ると、ちょっとやはり大変厳しいものがあるのかなという中で、私自身、3項目目になるわけですけど、平準化という形でというふうに思っていたんですけど、30年間ですね。ところが今、局長さんの

お話では、6年間で債務負担行為をした部分については、その6年間で償却をすると、償還をするという説明。ということであれば、どうしてもその6年間のそれぞれ構成市の負担というのはかなり大きい金額になるのかなど。その辺を何とか負担を軽減するための、これは私の勝手な解釈なんですけど、基金があると思うとですよ。30年度現在で基金はどのくらいありますか。裁判をされて、解決金という形での、基金に積まれた部分もあろうかと思えますけど、総額でどのくらいありますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

30年度末現在の見込み額でございますけれども、私たちは、財政調整基金と、それからごみ処理施設建設整備基金、それから、用地取得基金という3つの基金を持っていますけれども、30年度末の残高見込み額は、45億887万6,000円でございます。

○議長（松本正則君）

北浦議員

○2番（北浦守金君）

45億887万6,000円という現在高ですよ。これが少しでも、6年間の負担を抑えるために、何とか基金の利用というものができないものかどうか、管理者いかがでしょうか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

つなぎ運転期間中の負担金の現在高でございますけれども、昨年8月にお示しをいたしました試算額で申しますと、構成4市からの負担金をこれまでどおり各年度総額30億円とした場合でございますけれども、6年間合計で約90億円ぐらいが不足すると、先ほど事務局長が申したとおりでございます。

財源が不足する部分につきましては、ごみ処理施設建設整備基金、財政調整基金、用地取得基金の3基金のうちの一定の財源は確保をしつつ、各市の持ち分に応じて基金を取り崩すということをしながらか平準化を図っていききたいというのが基本的な考え方でございます。

この財政調整基金は、裁判の和解によって得られた額ですね。これはまだ、これからも少しは納入をされるということになっておりますから、最終的な

31年度末の見込額というのは54億円ほどに基金全体がなるということでございまして、和解のときにも申し上げた思うんですけれども、それを財源としてこのつなぎ運転といいますか一定期間の運転をできるだけ各市の負担が、今全体で30億円なのが50億円とかにならないようにしたいというふうに申し上げ、そしてまた基金にその分を投入すると、基金を造成していくということを御理解を賜ったという経過もございまして、その辺については、今の30億円でいけるかどうかはちょっとまだ入札の問題とかいろいろありますけれども、その辺を調整しながら、大きく毎年負担額が、これは義務的経費になりますから、各市にとりましては、義務的経費になる関係もありまして、是非そういうふうなことで、一定の水準に保ちたいなという希望を持っています。ただ、未確定であっても基金の造成はある程度、賠償額というのは3年ごと計算するようになっていきますので、その辺は見込みがつくんですけれども、入札の結果がどうなるかということについてはガスエンジンについては1割ちょっとぐらい減額になりましたけれども、ほかの基幹工事についても1割ちょっとの減額ができるようなことになれば、それほど大きな負担を求めなくてもやっていけるのかなというふうに思っていますけれども、その辺についてはまだ分かりませんので。

そしてまた、建設費とかそういうものの動向、今の賃金の水準というのはずっと上がってきておりまして、そういうものも大きく関連をいたしますので、その辺を見極めないと言えないのでございまして、そういう努力をしていきたいなというふうに思っております。そうすることによって、安定的な運営ができていけば有り難いかなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（松本正則君）**

北浦議員

**○2番（北浦守金君）**

ありがとうございました。本当にうちの議員さんたちが一番心配している部分で、今、管理者である市長さんの方から答弁をいただいて、私も島原に帰って、こういうふうな形で管理者も考えていらっしゃるというおつなぎができるということで大変安心しました。

今後、この施設というのは長い期間、4つの構成市のごみ処理をするわけですから、やはりこれまでの施設よりか更にいい施設となり、また、構成市の負担が極力少ない負担で運営できるようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

これをもちまして、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。  
次に日程第4に入ります。

議案第1号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第1号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成30年8月の人事院勧告を受けた対応を図るため、県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

本日配付しております議案第1号参考資料を御覧いただきたいと思っております。  
今回の改正内容を御説明いたしたいと思っております。

また、併せて議案書及び議案第1号資料、新旧対照表を御覧いただければと思っております。

平成30年度の給与改定でございますが、条例第1条関係、給料表の改定は、平均改定率0.2パーセントであり、改定後の行政職給料表は、議案書の2ページから6ページまでに添付してございます。

また、1回の勤務に係る宿日直手当の額を4,200円から4,400円に引き上げようとするものでございます。

条例第2条関係、12月期に支払うべき勤勉手当の支給月数を0.95月分として0.05月分の引上げを行おうとするものでございます。

また、平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当については、(2)の表のとおり、6月期、12月期に係るものに対して期末手当を1.300月分、勤勉手当を0.925月分にそれぞれ平準化しようとするものでございます。

今回の給与改定に係る必要額といたしましては、平成30年4月分から平成31年3月分までに係る平成30年度分として、勤勉手当の支給月数の引上げに係るものが29万7,000円、その他給料表の改定などに係るものが19万8,000円を見込んでいます。

最後に、この条例は第1条の給料表の改定及び12月期に係る勤勉手当の支給月数の引上げなどに関するものを公布の日から施行して、その適用を平成30年4月1日から行おうとするものでございます。

また、第2条の期末手当及び勤勉手当の支給月数の平準化に係るものを、平

成 3 1 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（松本正則君）**

これより議案第 1 号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第 4 9 条の規定に基づき、1 議題につき 3 回までとします。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長

**○事務局長（川路敬一郎君）**

議案第 2 号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、提案理由にしておりますとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、この法令の改正内容に応じた対応を講じるため、改正を行おうとするものでございます。

それでは、お手元の議案第 2 号資料の新旧対照表を御覧いただきいたしたいと思います。

主な改正内容といたしましては、ごみ処理施設の技術管理者の資格を定める第 7 条の規定でございます。

ごみ処理施設の技術管理者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりますと、ごみ処理施設の維持管理に関して技術上の業務を担当する者とされております。

このたび学校教育法の一部が改正され、大学及び短期大学の分類に専門職大学、専門職短期大学が新たに制度化されました。このことに伴い、技術管理者の資格の学歴の部分を決める廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正されたことを受けまして、この法令の改正の内容に準じた対応を講じるための改正を行おうとするものでございます。

この改正は、専門職大学の前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いにする改正が行われたことから、第6号と第7号のところを見ていただきたいと思いますが、第6号及び第7号の「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、また、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加えるものでございます。

また、この条例の施行日は、関係法令の施行日と同様、平成31年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松本正則君）**

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第3号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

議案第3号の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算書第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ2億5,862万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億6,283万2,000円にしようとするものでございます。

主な内容につきましては、本日お手元に配付しております議案第3号参考資料②で説明をさせていただきたいと思っております。

この補正予算は、ごみ処理施設の建設及び整備促進に資するための必要な財源を確保し、その資金に充てるために、平成29年度決算剰余金を「ごみ処理施設建設整備基金」に積立てを行おうとするものでございます。

予算措置額は2億5,862万1,000円で、補正後の平成30年度末ごみ処理施設建設整備基金残高見込額は38億8,441万3,000円でございます。

次に、議案第3号、予算書の5ページをお願い申し上げます。

第2表 債務負担行為補正でございます。

ごみ処理施設改修事業（基幹的設備改良工事）に係るもので、その期間は平成30年度から平成32年度まで、限度額は24億7,000万円でございます。

債務負担行為の概要につきましては、事前に配付しておりました議案第3号資料（第2表 債務負担行為関係）、それと、本日配付しております議案第3号参考資料①、A3版の大きいものでございます。これにより御説明申し上げます。

まず最初に、議案第3号資料の方を御覧ください。

これまでの経緯及び目的でございます。

平成32年度以降の施設の基本方針につきましては、これまで検討を重ね、新施設を建て替えるまでの6年程度のつなぎ運転を行うことに決定いたしましたところでございます。

既に本施設の運転に欠かせないガスエンジンの改修工事を、平成30年10月に発注したところでございますが、併せまして、安定したつなぎ運転を行

うためには、経年劣化した現施設の改修をする必要がありますことから、必要最小限度の基幹的設備の改良工事を行うものでございます。

処理システム図をそこに示しておりますが、今回改良工事を行います主なものを赤色の四角で囲んで表示しております。

①の圧縮プレス装置から⑦の粗ガス及び精製ガス分析計まで、必要最小限の機器の改良を行うものでございます。

次に、事業の概要でございます。

事業期間は平成30年度から平成32年度までとしております。

事業内容については、主な機械設備をそこに記載をいたしております。

次に、事業費につきましては、基幹的設備の設計・製作及び撤去、据付け等で24億7,000万円を見込んでおり、全額を債務負担行為をお願いしております。

財源内訳については事業費の9割を地方債で22億2,300万円、残り1割が一般財源というふうになっております。

年度別の事業内容でございますが、設備の設計・製作を平成31年度までに終わらせ、平成32年度に撤去及び据付を行う計画でございます。

それでは、議案第3号参考資料、A3版の本日お配りした方でございます。

基幹的設備改良工事の内容につきまして説明させていただきます。

こちらの赤色の四角で囲んでいる機器が、今回、基幹的改良工事を行う全ての機器でございます。

6年間の安定稼働をするために、耐用年数を過ぎているものの中で機器の劣化の程度が大きいもの、それから、故障等が発生した際、大きなリスクにつながるもの、それから、部品の製造が終わっており、購入が困難なものなどを判断基準といたしまして、専門のコンサルタントと一緒に現場の調査を行い、劣化の状況、改良の必要性についてJFEエンジニアリング株式会社の方からも説明を受け、今回改良すべき機器を選定したところでございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

①圧縮プレス装置は、ごみホッパから投入されたごみを圧縮、形成し、炉内へ供給する設備ですが、補修が可能な部分に対応してきましたが、プレスケーシング、油圧シリンダー等の長期使用により、腐食、磨耗が進行していることから、今回更新をするものでございます。工事については、各号の炉の停止に合わせて行うものです。

②酸素発生装置でございます。

炉内のごみの燃焼及び発生したガスを、ガスエンジンの燃料となる水素や

一酸化炭素に改質するために必要な酸素を発生させる装置であり、高濃度の酸素を得るために空気中の窒素を吸着させる吸着剤の交換を行うものです。この設備は3炉に共通する設備でありますので、全炉停止をして行うものでございます。

⑤分散型制御システムについては、プラント全体の運転整備をする重要機器であり、2020年には保守ができなくなるため更新をするものでございます。

⑧急冷・酸洗浄塔でございます。

この設備も非常に大事な設備でございます。この設備は、1,200度の発生ガスに酸性水を噴霧し、70度まで急冷することにより、ダイオキシン類の再合成を防ぐものでございますが、冷却塔を保護するために内部に設置されているカーボンブロックの劣化が進んでいることから交換をするものでございます。

⑫引込開閉所は、電線に落雷等が発生した際、電気を遮断するものです。特別高圧変圧器は、九州電力から供給される2万2,000ボルトの電圧を、工場内で使用する6,600ボルトに変圧する装置です。これらは毎年、組合の方で点検を実施しておりますが、つなぎ運転期間中にメーカー保証期間が切れる部品があることから、今回精密検査を行い、必要な部品の交換を行うものでございます。

その他の設備につきましても、部品の交換となった場合、製造に5か月から9か月と長期の時間を要すること等のリスクを考慮して、安定稼働に最低限必要な設備の改良を行おうとするものでございます。

以上で議案第3号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(松本正則君)**

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しく下さい。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(松本正則君)**

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。林田議員

○12番（林田 勉君）

債務負担行為についてお伺いしたいんですけど、当然、先ほどから説明があるとおり、この6年間のつなぎ運転ということで、基幹設備の保守というか、メンテナンスで必要最低限の工事をしますよということで、この24億7,000万円ぐらいの見積りが多分上がっていると思うんですが、この場合、この24億7,000万円の根拠というか、そこを知りたいんですけど、先ほどの説明では、JFEから説明されたこの交換するようなところ、それをコンサルと一緒に説明を受けてというふうな話だったんですけど、例えばその説明を受けた中でそういう交換、改修の部分が出てきているんだろうと思うんですけど、この金額の根拠となるのは、コンサルが示した金額なんですか。それとも、JFE側が示した金額なのかを教えてください。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

見積りの根拠といいますのは、これは特殊な製品でございまして、見積書はJFE株式会社の方からもらった見積りでございます。

コンサルタントに助言をいただいたのは、専門の知識を持っているコンサルタントに、同じような機種とか製品についてはその比較を行い、あと、これはシステムが特殊なものですから特殊な機器が多いんですけども、その特殊なものはJFEの見積りを採用させていただいております。

○議長（松本正則君）

林田議員

○12番（林田 勉君）

今聞いたとおり特殊な装置ですので、結局どこがどれだけ、金額がどれくらい掛かるのかというのはJFE側の提示によって決まるという部分ですよ。何を言わんとするかと言えば、向こう側の、企業側の提示でこの金額が決まっているというのが適正なのか適正じゃないのか、そこの判断が難しいのかなというふうに思うんですね。

そういった中で、JFE側が持っている特許とか特殊なシステムはJFE側の工事でもいいんでしょうけど、その他の一般工事でも多分この中には恐らくあるのかなというふうに思うんですけど、そういった場合は一括して特命の随意契約でやられる予定なんですか。何でかといったら、この24億円が、先ほどの北浦議員さんの話でもあるように、少しでも次の建設につながるよう

なコストになればいいのかなというふうに思うんですが、そこいらの精査というのはなかなか難しい中で、どうしたらいいんだろうと思う中では、特殊工事ではない部分とか、そういったものは別発注とか、そういう考えもあるのかなと一つは思うんですけど、どういうふうな形式の中で今後されようとしているのか、教えてください。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

まず、この炉は先ほどおっしゃられるように、特許をもっているこのJFEエンジニアリング株式会社しか安定した運転をすることが不可能でございます。安定した運転をしながらの部品の交換というのが一番ネックでございます。ですから、ここのJFEさんとの随意契約、それがこの炉を安定して稼働しながらの運転ですから、それは当然仕方ないと。特殊な製品については、もちろんこれを採用しましたが、あと、手間ですね。施設を外してはめたりするのは共通の歩掛りというのがございますので、それは見積りではなくて、その積算要領に従って積算をいたしておりますので、経費とかそういった手間の部分、そういったものは適正に私たちは積算したものだというふうに考えております。（「工事の発注というのは一括してやるんですか。」という者あり）

工事の発注は一括で発注したいと思います。

○議長（松本正則君）

林田議員

○12番（林田 勉君）

そしたら今、事務局長の方が説明されたとおりに進んでいくんだろうと思うんですけども、是非工事の内容を精査されて、JFE側とも最低限の、さらに最低限の、安全が第一なんですけど、そういった中でも経費を削減していただく努力というのをもっとしていただけるんじゃないかなというふうに主観的にちょっと思っていますので、そこいらの協議を是非よろしく願いしたいと思います。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

和解をするときにも申しあげましたけれども、裁判で徹底的に闘って賠償金を、弁護士さんのアドバイスもあってもう少し頑張れるんじゃないかという御意見もありました。ただ、そのときにも申しあげたつもりでございますけ

れども、この炉はJFEしか管理運営をすることができません。まさに今回のようなつなぎ運転のためのメンテナンスといいますか、補修についてもそうございまして、その価格については、一般的な労賃とか一般的なものは分かっても、その基幹に関わる部分というのは全くブラックボックスみたいなものでございまして、それは専門のコンサルでも分からない部分がたくさんあるというふうに思いまして、和解のときに一番こだわりましたのが、JFEとの間でお互いの相互信頼関係を結んでいくためには和解が望ましいということで和解にこだわってそういう結果を得たつもりでございまして、お互いの信頼関係を構築していくということは、このつなぎ運転ということを考えましても、そしてまた、運営費が幾らぐらいになるのか、今後、瑕疵担保期間が切れてからの運営費がどういうふうなことになるのかということも、お互いに我々で検証することはなかなか難しいので、そういう意味では、和解をするときにこだわったのが、お互いの信頼関係の醸成ということでございまして、適正な価格が提示されているものと私は思っております。

以上です。

○議長（松本正則君）

ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。

議案第3号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。16時20分まで休憩します。

（午後4時12分 休憩）

（午後4時20分 再開）

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第4号「平成31年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第4号「平成31年度県央県南広域環境組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページでございます。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,664万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、後ほど説明差し上げます。

第3条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案第4号資料①一般会計当初予算の概要により説明申し上げますので、資料の方をお開きいただきたいと思います。

平成31年度当初予算総額31億9,664万1,000円。前年度当初予算と比較いたしますと106万3,000円の減となっております。

予算編成の考え方は2に記載しているとおりでございますが、この施設は平成17年4月に供用を開始してから14年を経過しようとしていることから、歳出予算においては、現炉の基幹改良工事及び次世代炉建設に係る必要経費を計上しております。

また、今後の施設整備を図るための経費を確保することから、ごみ処理施設建設整備基金に9億3,000万円の積立てを行おうとしたことから、公債費は減少をいたしますけれども、前年度とほぼ同じ額となったものでございます。

2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、費目ごとに前年度との比較をいたしております。そのうち主なものを御説明申し上げます。

1款は構成市からの分担金でございます。

予算額30億円で、前年度と同額でございます。

なお、構成市ごとの分担金明細につきましては、予算書の31ページに掲載をしております。

次に、2款の使用料及び手数料につきましても前年度と同額を見込んでいます。

下段（3）ごみ処理手数料の推移にこれまでの推移をまとめております。

次に4款. 財産収入でございます。

予算額53万6,000円で、前年度と比較しますと39万5,000円の減となっております。これは、基金預金利子の減によるものでございます。

次に5款. 繰入金及び6款. 繰越金でございます。それぞれ予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

次に、7款. 諸収入でございます。

余熱利用施設の指定管理者から納付される水道使用料でございますが、節水に努められ減額が見込まれることから、前年度比4%減の1,610万2,000円となります。

続きまして、3ページをお開きください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

増減の主な理由については、下段の表の中ほどに記載しておりますので、併せてご覧ください。

1款. 議会費につきましては434万3,000円を計上し、前年度と比較しますと70万7,000円の増となります。増の主な内容は、臨時会等開催数の増に伴う報酬、費用弁償の増によるものです。

次に、2款. 総務費でございます。

1項. 総務管理費につきましては、10億905万9,000円を計上しており、4億9,834万2,000円の増であります。

増の主な内容は、2目. 財政管理費に今後のごみ処理施設整備に係る経費に充てるため、前年度より4億9,000万円の増の9億3,000万円をごみ処理施設建設整備基金に積み立てようとするものでございます。

次に、3款. 衛生費の1項1目. クリーンセンター費は14億6,507万2,000円を計上しており、前年度との比較では7,766万1,000円の増でございます。

増の主な内容はページ下段に記載しておりますとおり、ごみ処理施設改修事業に伴う施工監理業務費の増などによるものです。

次に、1項2目. リレーセンター費は、3億1,445万4,000円を計上しており、前年度と比較して2,080万8,000円の増となっております。

増の主な内容は、点検整備補修業務や施設修繕費の増でございます。

次に、1項3目. 余熱利用施設につきましては4,793万7,000円を計上しており、前年度と比較して1,431万9,000円の増となっております。

増の主な内容は、経年劣化に伴う施設修繕費の増などがございます。

4款. 公債費は、総額で3億4,536万2,000円を計上しており、6億1,290万4,000円の減となっております。内容につきましては、後ほど改めて御説明申し上げます。

5款. 予備費は、前年と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。

4ページは、当初予算を目的別に比較したグラフでございます。平成31年度は公債費の割合が大きく減って、その分総務費が増えているのがグラフで見取れると思います。

5ページをお願いいたします。

上段(4)は、3款1項1目. クリーンセンター費の用役費につきまして、それぞれ予算額と使用料見込みについて前年度と比較した表で、中段以降はこれまでの用役費の推移を比較したグラフでございます。

LNG及び電気の使用料につきましては、ほぼ同量を見込んでいますが、消費税の増税分、電気につきましては、プラス再生可能エネルギーに係る賦課金の増額分を見込んだ予算としております。

6ページをお開きください。

(5)は、3款. 衛生費のうち、現施設運転等に係る委託料の主なものについて前年度と比較した表でございます。

クリーンセンター費につきましては、消費税の増税分が増の理由でございます。

リレーセンター費につきましては、消費税の増税分と年次計画による点検整備補修業務の増によるものです。

下段の(6)は、3款. 衛生費のうち、現施設基幹改良及び新施設整備計画等に係る主な予算の表でございます。

ごみ処理施設改修事業施工監理業務につきましては、ガスエンジン改修工事及び現施設の基幹的設備改良工事の施工監理を専門のコンサルタントに委託するものでございます。

そのほか、新施設の整備計画に係る業務を計上しております。

7ページをご覧ください。

(7) 債務負担行為の内容でございます。

このうち、上から3つ目のごみ処理施設改修事業(基幹的設備改良工事)と、4つ目のごみ処理施設改修事業施工監理業務を今回追加しようとするものでございます。

8ページをお開きください。

(8) 人件費でございます。

全体としては242万5,000円の増となっております。

増減の明細でございますが、給料については昇給や職員の異動等に伴うものでございます。

職員手当の増については、勤勉手当、時間外手当の増及び扶養手当、通勤手当等の減でございます。

なお、予算書では32ページから36ページまでに記載をいたしております。

次に、9ページをお願いいたします。

5、基金の状況でございます。

組合には三つの基金がございますが、平成30年度末の3基金の残高合計は45億887万6,000円となっております。

31年度末における残高合計は54億3,941万1,000円となる見込みでございます。

10ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

(1)が借入額等一覧表、(2)は公債費償還一覧表でございます。

平成31年度に償還元利合計額3億4,536万782円を償還することで、組合が借り入れた地方債は全額償還済みとなります。

また、11ページは公債費の推移をグラフ化したものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松本正則君）**

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しくください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

**○議長（松本正則君）**

ございませんか。

それでは、次に、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。山口議員

○7番（山口喜久雄君）

議案第4号資料②でお尋ねします。

まず、1ページの一般管理費の特別職人件費ですけど、これが105万円増になっているのはなぜかということと、あと、2ページの運転委託業務の分もちょっと増えていますけれども、これは何ででしょうかということ。

あと3ページ、電気代も増えていますけど、これも何ででしょうか。

あと施設整備費（基幹改良）の、これもついでに説明をお願いします、1,886万7,000円の増ですね。

ちょっとこまごましたことで申し訳ないです。

あと運転委託業務の分、これも1,700万円増えておりますけど、4ページ、リレーセンター費の分ですね。

あとは、余熱利用の分もですけども、これが5ページ。これも1,300万円増えておりますけれども、ここら辺の増になった理由をお聞かせください。

○議長（松本正則君）

総務課長

○総務課長（後田一光君）

まず、1ページでございます。

特別職人件費でございますけれども、昨年までは報酬に係る分だけを上げておりました。これを要求替えをいたしまして、一般管理費の方から、管理者、副管理者に係る経費は支出していました旅費等でございますが、ここにまとめたということでございます。

次2ページ、運転委託業務でございますけれども、これは消費税の上昇分とお考え願いたいと思います。

次3ページ、電気代の上昇分ですけども、再生可能エネルギー等の上昇分を見込んでおります。

4ページのリレーセンター費の点検整備補修業務、この分につきましては、3年間統一した契約ではございません。年度年度で点検箇所が違いますので、年次計画で3年間のうち、上がったたり下がったりとなってくるということでございます。ただし、3年間合計してこれだけの金額でやりますよということでリレーセンターの分も覚書によって定めております。

次、5ページの余熱利用施設費でございますけれども、これは、施設の経年劣化に伴う修繕費が増えたものでございます。

○議長（松本正則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。山口議員

○7番（山口喜久雄君）

予算書5ページ、債務負担行為ですけど、先ほど、専門のコンサルに依頼を  
するとおっしゃいましたけど、どこか決まっているのかということと、あと、  
これが減額になる可能性もあるということで理解していいんでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

施工管理業務の債務負担行為についてだと思えますけれども、もちろんま  
だこれはこれからのことをございますので、どこにするということは決定し  
ておりません。金額については、できるだけ安い値段でとっていただければと  
いうふうに考えております。

○議長（松本正則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました  
が、今回、臨時会が開催されます。

一つには、臨時会につきましては消費税の関係もございますので、3月中に  
どうしても臨時会を開かなければならない部分もございますので、皆様方の  
御協力をお願いしたいと、4月から上がってまいりますのでということによ  
ろしくをお願いをしたいと思います。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（松本正則君）**

御異議なしと認めます。これをもちまして、平成31年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位の御協力により、スムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

(午後4時37分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 松本正則

署名議員 北浦守金

署名議員 森多久男